

# はじめに

---

男女がお互いの違いを認めつつ、個人の人権を尊重する男女共同参画社会を形成していくうえで、配偶者からの暴力は重大な人権侵害であり、克服すべき重要な課題です。

調布市では、「調布市男女共同参画推進プラン（第3次）」の重点課題のひとつとして、配偶者からの暴力根絶に向けた取組を推進してまいりました。

こうした取組などの成果もあって、「配偶者からの暴力」という言葉は、社会的に認知され始め、近年、被害者からの相談件数も高い伸びを示すようになってきました。

しかしながら、その特性や実態などはまだ十分に理解されておらず、被害者の救済や安全・安心を守る対策も充実しているとは一概には言えません。

被害者やご家族の救済が速やかに行われ、安全・安心な生活を継続していくためには、市の関係部署が相互に連携を図るとともに、支援に携わる警察、東京都などのご協力を得ながら、地域において被害者やそのご家族を見守り、支援する体制の更なる整備が求められます。

このようなことから、配偶者からの暴力防止と被害者支援に関する施策を総合的に推し進めていくために、市の関係部署が取り組んでおります事業や新たに取り組む施策を体系的にとりまとめ、「調布市配偶者暴力防止及び被害者支援基本計画」を策定しました。

本計画は、平成19年に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」により、計画策定が市町村の努力義務になったことを契機に検討を重ね、意識啓発等による暴力未然防止をはじめ、被害者の相談・保護から自立に至るまで、調布市における配偶者からの暴力対策の総合的な指針として策定するものです。

本計画を通じて、配偶者からの暴力の現状や対策を多くの方々にご理解・ご支持をいただき、市内における配偶者暴力の減少、根絶に役立てば、うれしい限りです。

結びに、本計画策定にあたり多くの貴重なご意見、ご提案をいただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成22年8月

調布市長 長友 貴樹